

令和3年2月8日

ご関係者各位

株式会社津ドライビングスクール

代表取締役 倉田 栄治

当面の営業方針について

2月2日に発出された「緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」において、全国かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生していること、ならびに、2月5日に三重県知事より「緊急警戒宣言」の延長が決定され、県外から三重県への移動の自粛について協力を要請していること、さらには、鹿児島県や島根県の合宿制自動車教習所におけるクラスター発生事例があること、等に鑑み、

1月14日にご案内しました営業方針を本日以下のとおり改めますので、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご関係者のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

当社の実施する教習、講習などの業務について、「緊急事態措置の実施区域」以外を居住地とするお客さまへの役務提供に限ることと致します。

「緊急事態措置の実施区域」とは、1都2府7県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）と致しますが、状況により変更する可能性があります。

過去2週間以内に「緊急事態措置の実施区域」を訪問された方には、訪問から2週間が経過した後、役務を提供致します。

本営業方針の適用区域、期間は、緊急事態措置の実施区域、期間と同様の予定と致しますが、状況により変更する可能性があります。

お客さまにおかれましては、引き続き不織布マスクの着用、手指の消毒、教習毎の検温、ソーシャルディスタンスの確保等の感染防止策の実施について、ご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

以上